

死亡届出後の手続きのご案内

このたびは、身内の方がお亡くなりになり、謹んでお悔やみ申し上げます。

今回の死亡届提出に伴い、以下のお手続きが必要になると思われます。該当される場合は、お手続きをお願いします。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

項目	手続き内容	持ち物	担当課
印鑑登録	印鑑登録証の返還	☐ 印鑑登録証	住民課 窓口担当
年金関係	○国民年金に加入・受給されていた方 ・年金受給権者死亡届、死亡一時金、未支給年金の請求	☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ ハンコ(請求者のもの) ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 戸籍謄本(亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの) ☐ 生計維持・同一証明書(亡くなられた方と請求者が別世帯・別住所の場合必要) ☐ 亡くなられた方と請求者のマイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど) ※内容や請求者により必要書類が異なる場合がございます。窓口へご相談ください。	住民課 年金担当
	○厚生年金、共済年金等に加入・受給されていた方	※青森年金事務所へお問い合わせください 〒030-8554 青森市中央1-22-8 青森第一生命ビルディング1・2階 電話番号：017-734-7495	
国民健康保険	被保険者証の返還、葬祭費の申請 (※世帯主が亡くなられた場合、同一世帯の国保加入者の被保険証もお持ち下さい)	☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 国民健康保険高齢受給者証 ☐ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ ハンコ ☐ 喪主の預金通帳	住民課 国民健康保険 担当
後期高齢者 医療保険	被保険者証の返還、葬祭費の申請	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 喪主の預金通帳 ☐ 相続人(代表者)の預金通帳	住民課 後期高齢者 医療保険担当
介護保険	被保険者証の返還	☐ 介護保険被保険者証 ☐ ハンコ ☐ 相続人(代表者)の預金通帳	住民課 介護保険 担当
・身体障がい者手帳 ・療育手帳(愛護手帳) ・精神障がい者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳	手帳をお持ちの方は、返還手続きをしてください	☐ 該当する手帳 ☐ ハンコ	健康福祉課 障がい者福祉 担当
・特別障がい者手当 ・障がい児福祉手当	受給されていた場合は、喪失手続きをしてください	☐ ハンコ ☐ 預金通帳(同居の親族のもの) ☐ 死亡届	
・障がい福祉サービス ・自立支援医療費 (育成医療)(更生医療) (精神通院)	受給されていた場合は、受給者証の返還手続きをしてください	☐ 障がい福祉サービス受給者証 ☐ 自立支援医療費受給者証 ☐ ハンコ	

項目	手続き内容	持ち物	担当課
福祉医療	下記の医療費受給者証をお持ちの方は返還手続きをしてください ・重度心身障がい者医療費受給者証 ・乳幼児・児童生徒医療費受給資格証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証	☐ 該当する医療費受給者証 ☐ ハンコ	健康福祉課 医療費助成 担当
犬の登録事項変更届	登録者が亡くなられた場合、登録者の変更手続きをしてください	☐ 登録札 ☐ 注射済証	健康福祉課 犬担当
村営住宅関係	村営住宅に居住していた場合は、契約者の変更又は返還の手続きをしてください	☐ ハンコ	建設課 住宅担当
水道使用者変更届	名義変更、支払方法の変更等の手続きをしてください	☐ 金融機関の届出印	建設課 水道担当
税金関係	納税通知書等の送り先の届出 ・個人住民税（村県民税） ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税		税務課
	口座振替払の方で、口座名義人を変更する方	☐ 変更後の口座番号が確認できるもの（通帳等） ☐ 金融機関の届出印	金融機関
原付(125cc 以下)、 小型特殊自動車、 ミニカー(50cc 以下) の「廃車・名義変更」	“蓬田村“ナンバーの「原付(125cc 以下)、小型特殊自動車、ミニカー(50cc 以下)」を所有していた場合は、役場で「廃車・名義変更」の手続きをしてください	☐ ハンコ（「名義変更」の場合は、新たな「所有者、使用者」のハンコ） ☐ ナンバー ☐ 標識交付証明書 （※紛失された場合はご相談ください。）	税務課 軽自動車税 担当
土地・建物の 相続登記	土地や建物の所有者が亡くなられた場合、法務局において手続きが必要です	※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。 詳しくは青森地方方法務局へお問い合わせください。 〒030-0861 青森市長島1丁目3-5 電話番号：017-776-6231（音声案内2番）	
農地もしくは森林の 相続の届出	相続により農地もしくは森林の権利を取得した場合は届出をしてください	☐ ハンコ	産業振興課 林業担当・ 農業委員会

ご不明な点等ございましたら、各担当課へご連絡ください。

蓬田村役場 ●TEL (0174) 27-2111（総務課代表）

直通電話 (0174) 27-2112（住民課）

(0174) 27-2113（健康福祉課）

(0174) 27-2114（税務課）

(0174) 27-2115（産業振興課及び農業委員会）

(0174) 31-0075（建設課）

●受付時間 平日午前8時15分～午後5時00分